

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号により随意契約 をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
特定の者でなければ供給す ることができないものを調達 するとき	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 (1) 本事業は、次の要件を満たす必要がある。 ※保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要項より 6 教室等 (1) 講習期間中、専用に利用できる教室が確保できること。 (2) グループワークをするための部屋(演習室)を確保できることが望ましいこと。 (3) 教室等は採光、換気等が適当であり、受講者数に応じた面積を確保するなど、学習環境について配慮されていること。 (4) 必要な図書を有する図書室を利用できること。 7 担当者 本講習会の運営等を担当する者は、原則として専任教員養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会等の受講者であって、専任教員及び実習指導者の経験を有すること。 (2) 受講科目は、教育及び看護に関する科目・実習指導に関する科目と多岐にわたっており、企画・運営に当たっては相当の準備期間と看護教育に関する専門的知識が必要となる。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 (1) 公益社団法人岐阜県看護協会は県内の看護職によって構成されている団体であり、県内全域の看護職に対して受講者の確保に向けた効果的な周知が可能である。 (2) 実習指導者の現場の実態や業務内容に精通している。 (3) 専任教員養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会等の受講者であって、専任教員及び実習指導者の経験を有する者が在籍している。 (4) 本件講習会について、過去に委託した実績を持つのは公益社団法人岐阜県看護協会のみであり、企画・運営に関するノウハウが蓄積されている。 本件講習会の企画・運営について、公益社団法人岐阜県看護協会と同等の知識を保有している者は他になく、本件講習会を適正かつ確実に実施できる者は公益社団法人岐阜県看護協会以外にはない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。